

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和4年9月21日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

91,233

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

670,204

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

## 別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	256,751
姫路市	139,437
尼崎市	128,721
明石市	83,993
西宮市	133,014
洲本市	12,128
芦屋市	26,694
伊丹市	55,706
相生市	7,960
豊岡市	22,024
加古川市	72,981
たつの市	20,864
赤穂市	13,043
西脇市	10,998
宝塚市	64,390
三木市	21,170
高砂市	24,735
川西市	43,930
小野市	13,032
三田市	30,473
加西市	11,956
丹波篠山市	11,232
養父市	6,355
丹波市	17,428
南あわじ市	12,859
朝来市	8,169
淡路市	12,182
宍粟市	10,180
加東市	10,707

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,335
多可町	5,630
稲美町	8,516
播磨町	9,516
神河町	3,090
市川町	3,267
福崎町	5,149
太子町	9,250
上郡町	4,137
佐用町	4,582
香美町	4,710
新温泉町	3,910